

※2019年12月25日開催

第3回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会 資料3-2

令和元年台風第19号の被害を踏まえた 充填所等のLPガス容器流出防止策の徹底について

令和元年12月25日



一般社団法人 全国LPガス協会

1. 充填所等の容器流出対策のこれまでの取り組み

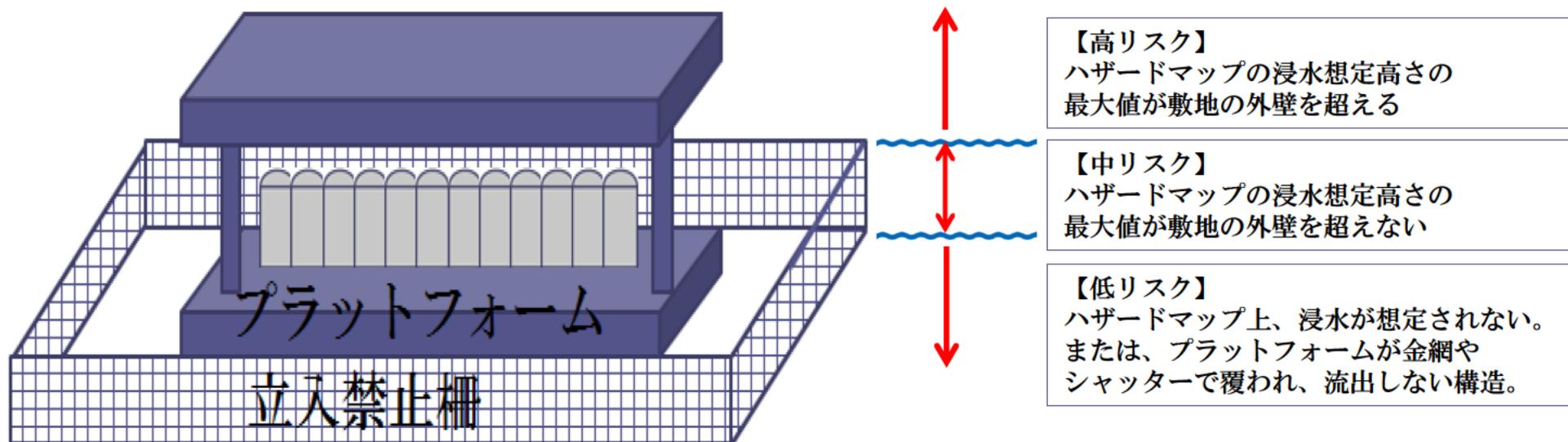
1. 容器流出対策の取り組み状況

- 西日本豪雨における約4,000本の容器流出を受けて、充填所等の容器置場に対する容器流出対策の**業界指針を改定**（平成30年10月24日）。
（概要はスライド番号2～4を参照）
- 全国の会員事業者に対し、指針の内容等の会員通知、広報誌、業界紙等を通じて**周知活動を実施**（2018年11月8日以降）。
自ら及び都道府県協会の協力を得て、流出防止を要請する**講習会を10箇所で開催**。
- 2019年3月より、**全国の充填事業所等に対して上記指針の認識状況および対策実施の取り組み状況の調査を開始**。
- 2019年8月に調査結果の取りまとめが完了。未報告の事業所および対策未実施事業所（以下「対象事業所」という）へのフォローを8月30日に再度、都道府県協会に対して要請。
（調査結果概要はスライド番号5、6参照）。



しかしながら、対策実施の徹底が不十分なまま、
台風19号において、同様の事案が発生してしまった

ハザードマップを確認し、自らの事業所のリスク区分を把握



2. 流出防止指針のポイント③

高リスク等の容器置場に関する流出防止措置の対応を時系列に明確化

◆ 高リスク容器置場の実施事項

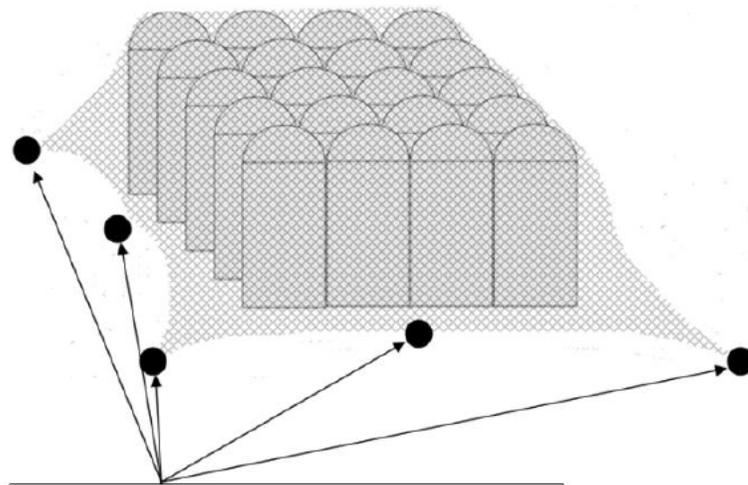
- 容器置場周囲について浸水に耐えうる強度の壁構造、又はシャッター構造又は金網構造等への設置。
- 容器置場周囲に不燃性の網ネットを簾のように巻き付け、非常時に簾を下してポール等に縛るなども有効な対策
- 上記が困難な場合は、網ネットをフック等に固定することで容器の浮上を防止する。

◆ 高リスク対策の実施例

置場の周囲を鉄パイプで囲った例



困難な場合、容器全体を網ネット等で容器を囲った例



四隅は、あらかじめ、容器置場の柱等の下部にフックを設け、水位で網ごと容器が浮遊しないようにしっかりと固定する。

平時

- 上記実施を可能とする準備（資機材購入など）

発災予測可能時

- 上記措置の実施

緊急時

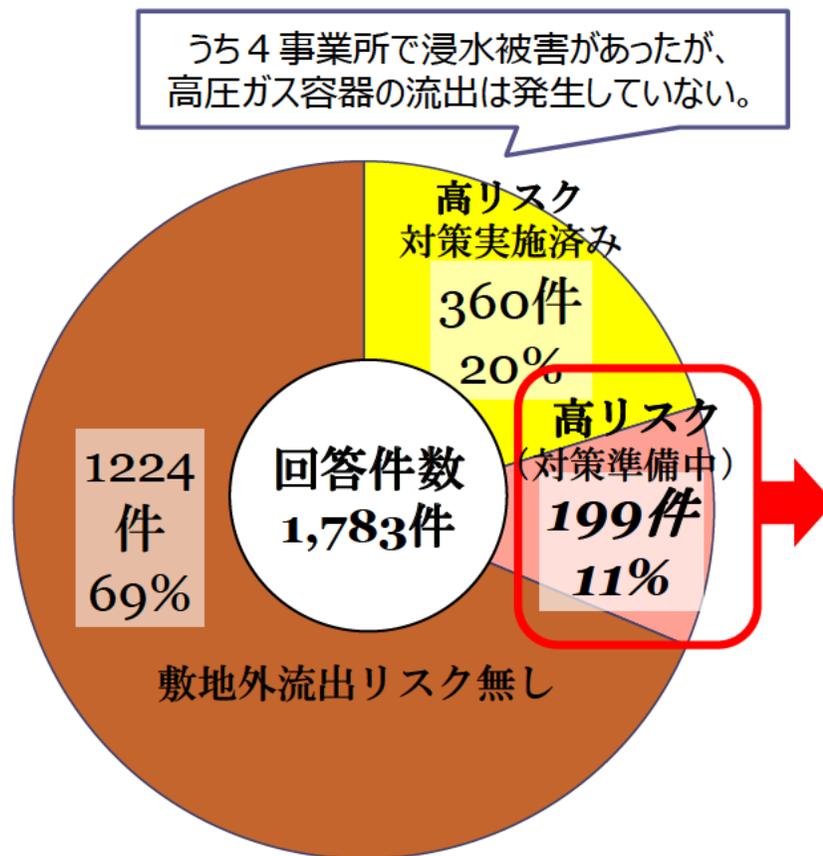
- 措置の最終確認後、避難

- ① 業界流出防止指針の認識状況を調査
- ② 充填所等のリスク区分の状況を調査（高・中・低）
- ③ 高リスクの容器置場は、指針に定める流出防止対策を実施状況および予定を調査。

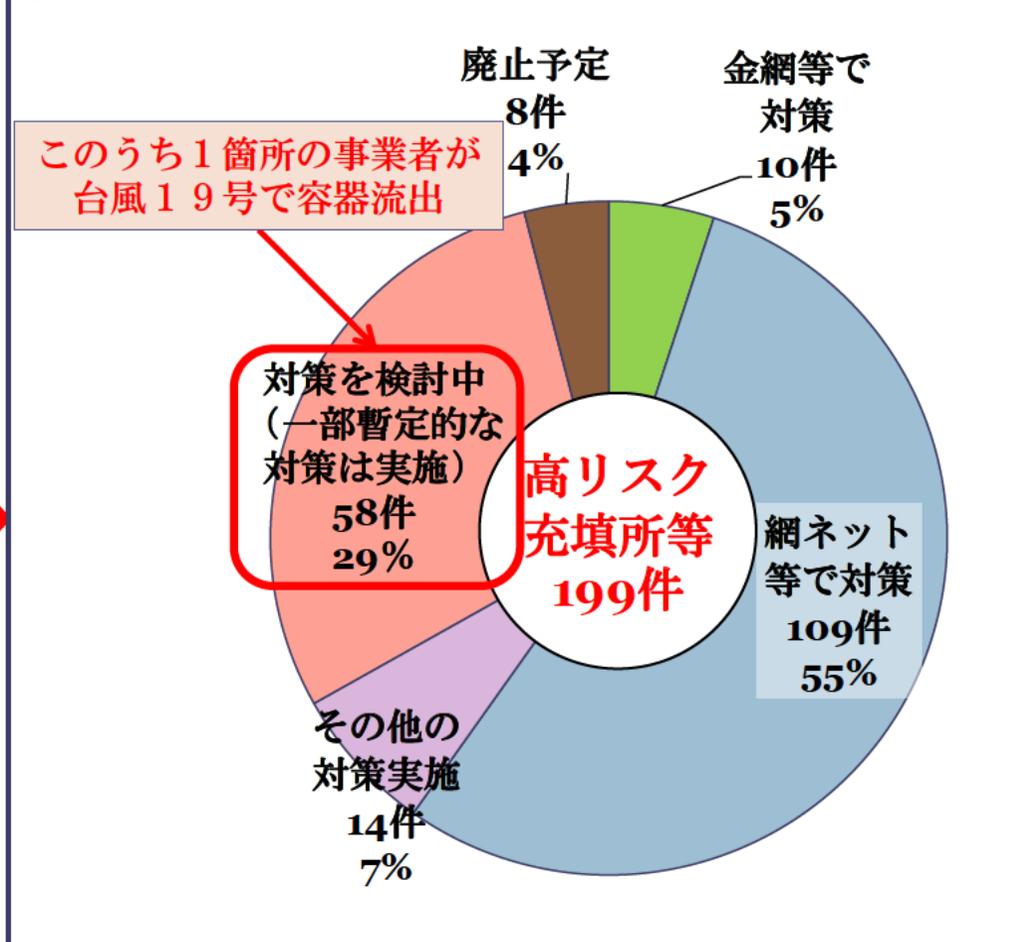


① 周知活動の効果を検証するために指針の内容理解状況調査を実施した結果、ほぼ認識済みであった。

② リスク区分の調査



③ 対策未実施の**高リスク**充填所等の対応予定



5. 本年度の台風19号を受けての今後の対応

【台風19号における全L協等の対応および容器流出の状況】

- 10月08日 暴風圏内に入ることが予想される都道府県LPガス協会に対し、台風19号に関し、容器流出防止措置の徹底や被害発生時の迅速な報告等を要請。
- 10月13日 災害対策中央本部の設置。LPガス関係の被害情報の収集を開始。
 充填所の浸水被害は、今回5箇所が発生し、そのうち、宮城県内の1箇所、(株)アストモスガスセンター東北仙南営業所から、LPガス容器128本が敷地外へ流出したとの報告を受ける。宮城県LPガス協会の会員の協力も得ながら、10月17日に全て回収済み。
 なお、爆発等の二次災害は報告されていない。
 また、充填所の浸水被害のあったその他4事業所については、流出対策は既に実施されていた。
- 10月15日 二次災害の防止のため、消費者等に対し、家屋浸水時の対応や、流出容器発見時の対応等についての周知をHP上で実施。また、同様の周知を都道府県協会にも要請。
- 10月16日 災害対応中央連絡会議の開催し、関係団体に対し、被災地への優先的な関連機器等の納品を要請。

【高圧ガス小委員会での要請事項】

- ・充填所からの容器流出に関して、10月31日の高圧ガス小委員会において「容器流出対策の期限を設定した早急かつ確実な対策の実施」の要請を受ける。

【業界における今後の対応について】

1. 台風19号における流出を受けてのこれまでの取り組みの反省点
 ほとんどの事業者が指針に定める対策を実施、または、具体的に計画はしていたが、一部の事業者にあっては、具体的な対策は検討中など、その取り組みのスピード感には温度差があった。業界として期限目標を定め対策の取り組みを加速化していく。
2. 目標
 「対象事業所」に対して、2020年6月末を期限とした対策の実施を要請し、再発防止の徹底を図る。
3. 具体的な対応
 - ・対象事業所に対して、上記期限を明記したうえでの対策実施の要請文書の発出、及び、47の都道府県協会を通じた対象事業所への個別の対策実施の要請（12月10日実施済み）。
 - ・今回の流出も踏まえて、再発防止に関する講習会等の活動の継続実施。
 - ・関係業界団体への「対象事業所への指導」についての協力の要請（12月10日実施済み）。
 - ・期限内での対策実施を達成するために、3月中を期限として対象事業所への対策状況の再調査を実施。調査結果において、期限内の実施予定が無い事業者には、個別にフォローを行い、確実な対策を促す。